副本

乙第15号証

危険物等隠匿物を発見した場合の措置

身体検査を実施中に危険物等の隠匿物を発見した場合は、留置業務管理者に報告するとともに、当該危険物等を写真撮影する等して採証し、被留置者金品出納簿に記載後、領置して保管すること。

この場合、被留置者名簿（Ⅲ）の「危険物隠匿」欄に有無及び発見状況について詳細に記載すること。また、身体検査時における被留置者の特異動静として、被留置者名簿（Ⅴ）に当該被留置者の言動等を詳細に記載すること。

所持品等の保管区分

被留置者の所持品については、以下の保管区分に分けて保管するとともに、被留置者金品出納簿（Ⅰ）に区分を明記すること。

（甲）～ ○ 保管私物以外の物品で、危険を生ずるおそれがある物品。
（乙A）～ ○ 現金及び貴重品
（乙B）～ ○ 危険物以外の物品で、被留置者が留置施設において、使用又は摂取できない物品及び保管限度量を超える危険物以外の物品
（保）～ ○ 留置施設内において自弁の物品を使用し、又は摂取することができる物品
（他）～ ○ 保管に適さない等の理由で必要な処分等を求める物品

《根拠》
規程第６６条（保管私物等の取扱い）

領置金等の取扱いについて

領置する被留置者の現金は、少額現金と高額現金に分けて保管するものとする。ただし特別の事情がある場合は、被留置者ごとに区分して保管することができる。

○ 少額現金は[redacted]に収納し、施錠設備のある保管庫に保管すること。
※ 少額現金は、原則として３万円に被留置者の数を乗じて得た額を上限とすること。

保管庫からの少額現金の[redacted]の出し入れ及び[redacted]からの領置金の出し入れは、留置主任官が立ち会いの上、看守勤務員に行わせるものとする。

尚、鍵の保管管理について
少額現金の[redacted]の鍵……[redacted]（執務時間外は[redacted]
少額現金の[redacted]の鍵 ……[redacted]
とすること。

○ 高額現金は高額現金専用の小型金庫に収納し、警察署にあっては[redacted]に保管を委託すること。

○ 特別の事情がある場合とは、次に掲げる場合をいう
・ 領置金を証拠化し、又は没収の対象とするため、捜査主任官から被留置者ごとの保管の依頼があった場合
・ その他留置業務管理者が必要があると認める場合

《根拠》
規程第６７条（領置金等の取扱い）
解釈第６の８（領置金等の取扱い）
規定第１０５条(鍵の保管等)

3	3	被留置者の所持金品の保管管理

【 所持金品 】

区　分	品　目　等（例示）	保管場所	鍵のアクセス権
領置物「甲」	● 危険を生ずる虞がある物品 刃物・薬品・煙草・ライター等 例：紐付きの靴もしくはその紐のみ	[redacted]	
領置物「乙」	● (A)貴重品に該当するもの 保険証・運転免許証・銀行カード類 権利義務又は資格に関する証書類 例：貴金属・宝石類・時計等（概ね２万円以上） 例：貴金属・宝石類・時計等（概ね２万円未満）		
	● (B)危険物、貴重品に該当しないもの 帽子・財布・名刺・会員カード使用しない衣類や文具類、紐を抜いた靴 印鑑等		
保管私物「保」	● 留置時の所持物品及び差入物品 衣類、タオル等の日用品・便箋、封筒等の文具類・書籍等 眼鏡、コンタクトレンズ等の補正器具等 ● 自弁購入物品		
領置物「他」	● 保管に不便なもの 自動車・自転車・家電製品 ● 腐敗又は滅失する虞があるもの 飲食物等 ● 危険を生じる虞のあるもの ガスボンベ・花火等の火薬類等		